

(基準の特例)

第 28 条の 6 第 28 条の 2 から第 28 条の 4 までの規定は、住宅用防災警報器等について、消防長又は消防署長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最小限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

【解釈及び運用】

「消防長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、この節の規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最小限度に止めることができると認めるとき」とは「住宅用スプリンクラー設備及び住宅用火災警報器に係る技術ガイドラインについて」（平成 3 年 3 月 25 日消防予第 53 号）に定める基準に適合した住宅用火災警報器（熱式警報器（ガス漏れ検知及び一酸化炭素検知の機能を組み込んだ複合型警報器も含む。））及び住宅用スプリンクラー設備が設置されている場合のことである。

ただし、当該機器等の有効範囲の住宅の部分に限り、また、当該機器等の有効期限内に限る。